

平成 2 1 年 5 月 2 7 日開会

平成 2 1 年 5 月 2 7 日閉会

平成 2 1 年 5 月 第 1 回臨時会会議録

小 豆 島 町 議 会

平成 2 1 年 第 1 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 3 3 号

平成 2 1 年第 1 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 5 月 2 0 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

- 1 . 期 日 平成 2 1 年 5 月 2 7 日 (水)
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場
- 3 . 付議事件 (1) 専決処分の報告について
(町の債権の支払請求訴訟に係る和解について)
(2) 専決処分の報告について
(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について)
(3) 専決処分の報告について
(町の債権の支払請求訴訟に係る和解について)
(4) 専決処分の承認について
(小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)
(5) 専決処分の承認について
(小豆島町税条例の一部を改正する条例について)
(6) 専決処分の承認について
(平成 21 年度小豆島町一般会計補正予算 (第 1 号))

(7) 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

開 会 平成 2 1 年 5 月 2 7 日 (水曜日) 午後 3 時

閉 会 平成 2 1 年 5 月 2 7 日 (水曜日) 午後 4 時 1 7 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	5月27日		
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜代文			
10	植 松 勝太郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真由美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	松 本 篤			
税 務 課 長	森 下 安 博			
住 民 福 祉 課 長	棟 保 博			
保 健 事 業 課 長	合 内 昭 次			
介 護 事 業 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	堀 田 俊 二			
商 工 観 光 課 長	島 田 憲 明			
オ リ ー プ 課 長	中 塚 昭 仁			
農 林 水 産 課 長	平 井 俊 秀			
建 設 課 長	岡 本 安 司			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	森 弘 章			
介護老人保健施設事務長	(兼)谷 本 広 志			
病 院 事 務 長	荘 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別 紙 の と お り

平成21年第1回小豆島町議会臨時会議事日程（第1号）

平成21年5月27日（水）午後3時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第5号． 専決処分の報告について
（町の債権の支払請求訴訟に係る和解について） （町長提出）
- 第4 報告第6号． 専決処分の報告について
（町の債権の支払請求訴訟に係る訴えの提起について）
（町長提出）
- 第5 報告第7号． 専決処分の報告について
（町の債権の支払請求訴訟に係る和解について） （町長提出）
- 第6 議案第44号． 専決処分の承認について
（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
（町長提出）
- 第7 議案第45号． 専決処分の承認について
（小豆島町税条例の一部を改正する条例について） （町長提出）
- 第8 議案第46号． 専決処分の承認について
（平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第1号））
（町長提出）
- 第9 議案第47号． 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

開会 午後 3 時00分

議長（中村勝利君） こんにちは。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る 5 月22日開催しました議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期臨時会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会 5 月臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしのゴールデンウィークは、高速道路料金の値下げによって讃岐本土の観光地にはにぎわいを見せたようではありますが、小豆島にとってはやや逆風となったようでもあります。

加えて、オリーブマラソン全国大会が中止となるなど、新型インフルエンザの国内感染拡大によりまして、小豆島の産業、経済への影響も懸念されるところであります。

非常に厳しい環境下ではありますが、オリーブ百年祭や芸術家村構想など新たにまいた種が着実に芽生えつつある中で、小豆島にしっかりと根を張り、逆風にも負けない強固な幹に育つよう鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

本臨時会では、緊急に議会の議決をいただかなければならない条例の一部改正案件が発生いたしましたので、ご審議をお願いすることとなっております。また、そのほかに専決処分の承認案件 3 件、報告案件 3 件をお願いすることといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。以上、簡単ではございますが、今期臨時会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくようお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る 4 月 1 日付で町の人事異動があり、課長級などの一部が変わっておりますので、異動されました課長のごあいさつをお願いいたします。企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 4 月 1 日付の人事異動で企画財政課長を拝命いたしました松本篤でございます。もとより微力ではございますが、将来を見据えた計画的な財政運営とともに総合計画に基づいた施策の展開によって、本町の進展と地域振興に全力で取り組んでまいります。議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 本年4月1日付で商工観光課長の任を命ぜられました島田憲明でございます。

十数年ほど前にオリーブ公園、商工観光課での勤務を経験いたしておりますが、今は時の流れを痛切に感じておりますのが現状でございます。自分なりに精いっぱい努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） オリーブ課長。

オリーブ課長（中塚昭仁君） 去る4月1日付をもちましてオリーブ課長を拝命いたしました中塚昭仁でございます。

昨年はオリーブ植栽100周年という節目を迎え、オリーブ百年祭と題して数々のイベント等を実施いたしました。今年度からまた気持ちを新たに、オリーブによる地域振興、産地化を目指すため、今以上にオリーブ振興に取り組んでまいりますので、ご指導、ご支援のほどよろしくお願いをいたします。

議長（中村勝利君） 収納対策室長。

収納対策室長（谷部達海君） 4月1日付の人事異動で収納対策室長を拝命いたしました谷部達海でございます。よろしくお願いいいたします。

これまでは税務課で町税の賦課と徴収の事務を行っておりましたけれども、収納対策室ということで、町税だけではなく町の取り扱う債権をあわせて取り扱うこととなりました。町行政推進のための重要な財源である債権の収入を確保するため、また行政サービスへの負担の公平性を確保するために、今後とも日々粘り強く努力を行ってまいりたいと思いますので、議員各位におかれましてはご理解の上、ご指導、ご鞭撻を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（中村勝利君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午後3時05分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規



則第118条の規定により、6番新名教男議員、7番安井信之議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 報告第5号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求訴訟に係る和解について）

日程第4 報告第6号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求訴訟に係る訴えの提起について）

日程第5 報告第7号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求訴訟に係る和解について）

議長（中村勝利君） 次、日程第3、報告第5号、日程第4、報告第6号、日程第5、報告第7号専決処分の報告については、相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第5号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、町の債権の支払請求に係る訴えの提起により訴訟となった事案について、土庄簡易裁判所において和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分とし、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、報告第6号及び第7号につきましても、同様の事案でございますので、あわせてご報告させていただきます。

報告内容につきましては、担当室長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

議長（中村勝利君） あわせて、内容説明を求めます。収納対策室長。

収納対策室長（谷部達海君） 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

まず、報告第5号につきましては、本年3月議会において専決処分の報告をさせていただきました民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えのあったものとみなされた町の債権の支払い請求でございます。

債務者である[ ]氏につきましては、内海病院診療費及びし尿処理手数料を多年度間にわたって滞納していたものでありますが、訴訟移行後の本年3月23日に土庄簡易裁判所におきまして口頭弁論が開かれた結果、町の債権額及びその支払い方法等に関し双方合意の上、滞納する病院診療費等を和解条項のとおり、今後分割で支払うことで和解が成立したものでございます。

続きまして、報告第6号につきましては、収納対策室から催告により支払いを求める請求を行ってきましたけれども、納付をせず、また納付相談にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、土庄簡易裁判所書記官あてに町の債権に係る支払いを求めた支払い督促を申し立てていたものでございます。

債務者である[ ]氏につきましては、人権対策課所管の住宅使用料を滞納しているものであり、平成21年2月16日に支払い督促を申し立てたところ、同年3月27日付で分割納付に応じる旨の督促異議申し立てが菊地氏より土庄簡易裁判所へ提出されたことから、民事訴訟法第395条の規定に基づき、支払い督促申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟に移行したものでございます。

続きまして、報告第7号につきましては、先ほど報告第6号で専決処分の報告をさせていただきました民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えのあったものとみなされた町の債権の請求であります。

債務者である[ ]氏につきましては、人権対策課所管の住宅使用料を多年度間にわたって滞納していたものでありますが、訴訟移行後の本年4月27日に土庄簡易裁判所におきまして口頭弁論が開かれた結果、町の債権額及びその支払い方法に関し双方合意の上、滞納する住宅使用料を和解条項のとおり、今後分割で支払うことで和解が成立したものでございます。以上、これら3件とも議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告を申し上げます。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第44号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

議長（中村勝利君） 次、日程第6、議案第44号専決処分の承認についてを議題といた

します。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第44号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法及び地方税法施行令が一部改正され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、小豆島町国民健康保険税条例の一部改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例を町長の専決処分としたものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） それでは、議案第44号専決処分第7号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明します。

平成21年3月27日の国会において可決されました地方税法の一部を改正する法律に伴い、小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成21年4月1日から施行するために、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をお願いした次第であります。

それでは、一部改正の内容につきましては、新旧対照表によりまして説明させていただきます。

議案集の8ページを開いていただきたいと思います。

第2条第4項は、介護保険制度の事業運営が3年ごとに改正になるため、21年度から国民健康保険税の介護納付金課税額の限度額を現行の9万円から10万円に改正するものであります。

次に、第23条第1項は、国民健康保険税の介護納付金課税額に係る課税限度額が9万円から10万円に改正されたことに伴う所要の改正であります。

次に、第23条第2項は、国民健康保険税の2割軽減の対象となる納税義務者が、要件を満たしておればすべて納税義務者が対象となるように見直されたため、現行の第2項を削除するものであります。

附則第2項は、第23条第2項が削除されたことに伴う所要の改正であります。

10ページをお願いします。

附則第3項は、上場株式に係る配当所得の個人市町村民税の課税の特例の創設に伴う準用規定の創設であります。

附則第4項、11ページの第5項、第6項は、第23条が削除されたこと、個人の市町村民

税の準用規定の改正と附則第3項の創設に伴う項ずれでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

附則第7項は、上場株式の譲渡損失と上場株式の配当所得との間の損益通算による個人の市町村民税の特例の創設に伴う準用規定の創設であります。

附則第8項、第9項、13ページの第10項、第11項、第12項、14ページの第13項、第14項は、第23条第2項の削除に伴う改正と、附則第3項、第7項の創設に伴う項ずれでございます。以上で小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

鍋谷議員に申し上げます。

本議会においては通告制をとっております。円滑な議事運営が困難になることも考えられますので、以後通告するよう注意をいたします。発言は認めます。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今回の小豆島町国民健康保険税条例の中に、介護納付金課税額の最高限度額が9万円から10万円に引き上げられることになっています。

今、現在でも高い介護保険料を払っているのに、十分な、必要な介護が受けられないような実態があります。その上に、また引き上げて町民の負担がふえるということについては反対です。以上のことから、この議案については反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 賛成討論がないようですので、原案に反対の方から発言を許します。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第44号は原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第44号は原案どおり承認することに

決定されました。

~~~~~

日程第7 議案第45号 専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例について）

議長（中村勝利君） 次、日程第7、議案第45号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第45号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法及び地方税法施行令が一部改正され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、小豆島町税条例の一部改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例を町長の専決処分としたものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） 議案第45号専決処分の承認について、小豆島町税条例の一部を改正する条例。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が3月31日にそれぞれ公布され、4月1日に施行されたことに伴い、本町の税条例についてもその一部を改正する必要が生じたので、専決処分をさせていただいたものであります。

総務省によりますと、今回の税制改正は、現下の経済、財政状態等を踏まえ、活力ある経済社会の実現に資する観点から行われたこととされておるところでございます。

それでは、一部改正につきまして新旧対照表により説明させていただきます。

議案集の22ページからとなっております。

まず、第1条改正ですが、第36条の2第4項は、施行規則第2条において寄付金税額控除申告書の様式が追加されたことに伴う規定の整備でございます。

23ページからの第38条第1項、第47条の2第2項、第3項、第47条の3、第47条の5につきましては、年金からの町民税の特別徴収は年金所得等に係る税額以外は行わないこととしたことに伴う所要の改正であります。

25ページの第51条第1項は、特定非営利活動促進法の法律番号を記載したものであります。

第54条第6項は、土地改良法の改正に伴う規定の整備であります。

第56条は、固定資産を無料で使用させている場合、非課税となる対象法人の追加でございます。

27ページの第58条の2は、医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人が、直接同項第4号に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産で、政令で定めるものが非課税とされたことによる規定の新設であります。

第59条は、前条の社会医療法人の固定資産が非課税とされたことによる所要の改正でございます。

第93条第2項は、民法の法律番号の記載であります。

29ページ、附則第7条の3第1項は、改正後の附則第7条の3の2の規定を新たに設けたことによる規定の整備でございます。

附則第7条の3第3項は、納税通知書送達後の住宅借入金等特別税額控除申告書提出に関する規定の削除でございます。

附則第7条の3の2は、税源移譲による経過的な住宅ローン減税について、平成18年までに入居した場合を前条で規定しておるところでございますが、平成21年から平成25年までに入居した場合の住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う規定の新設でございます。

31ページ、附則第8条第2項は、改正後の附則第7条の3の2の創設に伴う規定の整備でございます。

附則第10条は、法附則第39条が廃止されたことによる規定の整備であります。

附則第10条の2第3項、第6項及び第7項は、高齢者向け優良賃貸住宅である一定貸し家住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象に高齢者居住安定化緊急促進事業に係る補助を受けた貸し家住宅を追加する所要の改正であります。

33ページ、改正前の附則第10条の3は、改正法附則第12条の期限切れに伴う条文の削除でございます。

附則第11条見出し、第11条の2、35ページからの第12条は、固定資産税に関する課税の特例の規定の年度更新でございます。

38ページの改正前の附則第12条の2は、条文の整備のため抹消するものであります。

附則第13条は、農地に対して課する課税の特例の年度更新でございます。

附則第15条の2は、特別土地保有税の課税の特例の規定の適用期間を延長させるための

改正でございます。

39ページからの附則第16条の3第3項、附則第16条の4第3項は、住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う改正と、寄付金税額控除に係る控除対象限度額の読みかえ規定の整備であります。

41ページの附則第17条第1項は、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に贈与等を除き取得した国内にある土地で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、当該土地に係る譲渡所得の金額から1千万円を控除する特別控除の創設に伴う改正でありまして、第3項は住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う改正と、寄付金税額控除に係る控除対象限度額の読みかえ規定の整備でございます。

附則第17条の2第1項及び第2項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期間が5年延長されることに伴う改正で、第3項は、特定土地等の長期譲渡所得の特別控除及び土地等の先行取得した場合の譲渡所得の課税の特例の創設に伴う改正でございます。

44ページの附則第18条第5項及び第19条第2項は、住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う改正と、寄付金税額控除に係る控除対象限度額の読みかえ規定の整備であります。

45ページの附則第19条の2第1項は、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に特定保有株式が追加されたことに伴う所要の改正でございます。

附則第20条第2項、第6項は、項ずれに伴う規定の整備でございます。

次に、47ページ、附則第20条の2第1項は、先物取引に係る雑所得等の課税の特例対象に、特定の有価証券で一定の譲渡等による事業所得等が追加されたことに伴う改正で、第2項及び附則第20条の4第2項及び第5項は、住宅借入金等特別税額控除の創設に伴う改正と、寄付金税額控除に係る控除対象限度額の読みかえ規定の整備であります。

次に、50ページの第2条改正ですが、附則第10条の2第2項、第7項及び第8項は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴う改正及び項ずれに伴う所要の改正でございます。

次の第3条改正ですが、平成20年改正附則第1条は、平成20年改正附則第2条の改正による項ずれに伴う規定の整備でございます。

改正附則第2条第9項、第12項及び第21項は、上場株式等の配当について、軽減税率の適用が平成21年から3年間延長されたことに伴う改正で、53ページの改正前の第13項及び第15項は、上場株式等の配当等における軽減税率が3年間延長されたことに伴って削除するものでございます。

55ページの第16項は、上場株式等の譲渡益について、軽減税率の適用が3年間延長されたことに伴う改正でございます。なお、軽減税率は住民税と所得税合わせて原則20%でございますが、合わせて10%の特例が延長されることになったものであります。

第13項から第15項、第17項から第20項までは、項ずれによる規定の整備を行ったところでございます。

57ページの改正附則第3条第3項は、改正条例第51条で法律番号を記載したため、本条では削除するものでございます。以上で専決処分に係る小豆島町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 資料68ページのところにも書かれてあります附則の第10条2のところを教えてくださいんですが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴う改正となっているんですが、この長期優良住宅の普及の促進とは例えばどういうふうなものになるんでしょうか、内容的に。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） 長期優良住宅地の造成に関することですか。

（14番村上久美君「固定資産税の」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） この長期優良住宅と申しますのは、一般的に100年住宅と申しまして、2世代、3世代が同じ家屋を使用できるというような、長期の使用に耐え得る住宅を建築した場合の優遇税制が設けられておることでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は承認することに決定されました。



~~~~~

日程第 8 議案第 46 号 専決処分の承認について（平成 21 年度小豆島町一般会計
補正予算（第 1 号））

議長（中村勝利君） 次、日程第 8、議案第 46 号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第 46 号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

国の平成 20 年度第 2 次補正予算に計上された緊急経済対策によって、香川県ふるさと雇用再生特別基金及び香川県緊急雇用創出基金が造成されました。

本専決処分につきましては、これらの基金を財源として、小豆島町において実施する緊急雇用対策事業について、早急かつ継続的な事業実施を図るため、平成 21 年度早々の予算計上とあわせて、債務負担行為を設定する必要性が生じたことによるものであります。このため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 21 年度小豆島町一般会計予算の補正を町長の専決処分とし、同条第 3 項の規定により、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第 46 号専決処分の承認について。

専決事項でございます。平成 21 年度小豆島町一般会計補正予算第 1 号についてご説明を申し上げます。

議案書の 70 ページをお開きください。

まず、一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の理由でございますが、今回専決処分いたしました補正予算に係る事業につきましては、先ほど町長の提案理由にもございましたが、アメリカ発の金融不安に端を発し、我が国の経済は 100 年に一度の極めて深刻な状況の中、雇用情勢の急激な悪化に対処するため、平成 20 年度の国の 2 次補正によって措置された事業でございます。早期に事業着手し雇用機会の創出と就業の場の確保を図るべきとの観点から、専決処分をさせていただきました。

それでは、内容についてご説明いたします。

71 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,490 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 73 億 1,490 万 2 千円とするものでございま

す。

第2条は、地方自治法第214条の規定による債務負担行為であります。

72ページ下段の第2表に記載しておりますとおり、債務を負担する行為をすることができる事項は香川県ふるさと雇用再生特別基金事業で、その期間は平成22年度から23年度とし、限度額は4,466万円とするものでございます。

ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、同一事業を複数年度にわたって実施する場合、一括して補助申請すべきものであることから、債務負担行為を設定させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容を別添の補正予算説明書により説明いたします。

説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

15款県支出金、2項県補助金、7目2節労働費補助金4,482万2千円ですが、この事業はさきにご説明申し上げましたとおり、国の平成20年度2次補正に盛り込まれたもので、国からの交付金を原資に県が平成20年度に基金を造成し、平成20年度及び平成21年度以降に各市町が実施するふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出基金事業の財源として、県から補助金が交付されるものであります。なお、一部の事務費を除き、補助率は100%となっております。

次に、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金8万円でございますが、当該事業に係る事務費の財源をここで対応いたしております。以上、歳入の補正額合計は4,490万2千円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。

本事業の実施担当課は複数の課にまたがっておりますが、補助事業を一括管理するため、5款労働費、1項労働諸費に新目といたしまして4目緊急雇用対策費を新たに起こし、商工観光課が一括して事務処理をいたします。

4目緊急雇用対策費のうち、4節共済費37万8千円、5節災害補償費28万8千円、7節賃金576万円でございますが、7節の説明欄に記載しております町が直接実施する5つの緊急雇用対策事業で雇用する者の社会保険事業主負担金、労働補償の負担金及び賃金でございます。

なお、7節の説明欄に記載しております中で、1の生活相談員につきましては、本年4月に福田小学校と統合した安田小学校において、統合によって精神的に不安定となる生徒

をサポートするために配置するものでございます。

次に、2の郷土作家作品整理につきましては、郷土作家壺井栄、繁治の作品等が寄贈されることから、その整理、分類を行い、町立図書館の郷土作家コーナー拡充を図るために配置するものでございます。

また、3の地籍調査作業員につきましては、地籍調査のスムーズな実施を図るため、境界確認に先立ち、山道等の事前刈り払いなどを行うものでございます。

次に、4と5につきましては、町が管理する道路橋の点検と、河川や海岸に面している開口部及び排水溝等の位置や大きさを調査するものでございます。

なお、1と3につきましては、既に配置をいたしております。

同じく9節旅費3万円でございますが、県との連絡調整、また事業の推進に必要な旅費でございます。

同じく11節需用費100万7千円のうち、1の消耗品費84万7千円は事業実施に必要な消耗品の購入に要する経費でございます。2の燃料費16万円も事業実施に必要な車の燃料代でございます。

同じく13節委託料3,743万9千円でございますが、説明欄の1と2につきましては、緊急雇用創出基金事業のうち、民間事業者に委託して実施するものでございます。1は不法投棄された廃棄物の調査とその撤去を行うもので、2は道路、公園、住宅、学校等町が管理する施設の美化作業を実施するもので、現在事業実施に向けて作業を進めております。

次に、3から8につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業でございます。

まず、3のニューツーリズム推進事業につきましては、新たな体験メニューの開発及び体験教室の開催によりまして地域密着型の体験交流観光を推進するものでございます。

次に、4の主要観光施設利便性向上事業でございますが、オリーブビーチと二十四の瞳映画村を渡し船で結ぶものでございます。

また、5の「オリーブ百年の森」設置事業につきましては、オリーブ百年祭の事業として記念植樹をしていただいたオリーブ苗木をオリーブ公園周辺に移植し、オリーブ百年の森として整備し肥培管理するものでございます。

次に、6のオリーブ園地推進事業につきましては、過密になっております学校園のオリーブを間引き、池田港に隣接する埋立地に移植し、オリーブ園地として育成管理することによりましてオリーブの生産振興を図るものでございます。

次に、7の循環型社会形成準備事業につきましては、ごみの内容調査を行い、減量化、資源化の基礎資料とするとともに、生ごみの肥料化試験を実施するものでございます。

最後に、8の移住・定住促進オリーブ振興事業につきましては、移住・定住者を対象にオリーブ栽培を中心とした農業就労等の機会を提供し、オリーブに係る労働力の確保と雇用の創出を図るものでございます。以上、補正予算総額は4,490万2千円の増となっております。以上で平成21年度一般会計補正予算第1号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番森議員。

4番（森 崇君） 8ページの5、高潮対策調査作業員賃金。これはどこを調査したのかお聞きしたいと思います。

それから、委託料の4のとこの主要観光施設何とかいうん。これは、意味はわかるんですけど、バスとの共存はどう考えておられるか、この2つです。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） まず、賃金の5の高潮対策調査作業員賃金でございますが、これにつきましては以前から言われております町内全域の高潮対策ということで、現在も既にアクションプログラム等で調査はしておりますが、念のための再調査ということで、既に完了しているところ、してないところ、これからする必要のあるところというようなを町内の海岸沿いすべてを調査したいと考えております。

実施時期については、今のところ10月ごろから2カ月間かけてということで考えております。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 2点目の渡し船の件でございますが、渡し船につきましてはデマンド型の運航を実施いたしております。こういったことで、通常のバス路線につきまして非常に便数が3便と少のうございますので、逆に片道はバスで、片道は渡し船でというようなそういった利用も出てまいりますので、双方ともに有益なものというふうに認識をいたしております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 8ページ、13節委託料の6番、オリーブ園地推進事業委託料ですが、池田港の埋立地へオリーブを植えるということは非常にいいことなんですが、逆に池田港の埋立地の利用を中・長期的な計画を立てて利用する方法をとらないと、オリーブを植えたら景観がええからええわいという形で単発的にやるのはどうかなと思うんですが、そこら辺どのようにお考えでしょうか。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 池田港につきましては、200本程度の植栽を今予定しております。特に、沖側から移植していこうというふうに考えております。今後の埋立地の利用等考えましても、どうしても緑地等必要だろうと思っておりますので、200本程度であれば今後の利用計画を定めた中でも、その中でまた再度の移植になるかもしれませんが、対応可能というふうに考えておるところでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 全体的な考え方なのですが、今回第2次補正ということで短期というふうなことになります。そういう中で、今後継続を必要とする内容のものもあるかと思えます。その点について町としてはどのように取り組まれるのか、この中のうち選択をして継続するのかもしれないのか、そこら辺の計画的な問題としてどうなのか、お答え願いたいと思います。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） この2つの事業が今回ございまして、ふるさと雇用再生基金事業のほうは3年間の事業期間がございまして、それ以降、4年目以降も継続して実施するものというふうに規定をされておる事業でございます。この中で書いておりますのが、ほとんどのものにつきましてはそれ以後も自主的な活動として継続できるというような実証実験、渡し船なんかは実証実験になりますし、オリーブ百年の森、オリーブ園地事業につきましては当然果実収穫ということで事業費が出てまいりますので、そういった対応が可能であろうということで提案をいたしたものでございます。

あと、短期のほう、緊急雇用対策のほうにつきましては、非常に短期6カ月未満ということが原則でございまして、一部専門的なものについては一度に限り延長ができるというふうな事業でございます。こういったものにつきましては一時的なものというふうなとらえ方でございます。

なお、今回の21年度の1次補正、再度緊急雇用対策事業につきましては補正予算措置がなされるというふうにお聞きしております。そういったものをさらに活用して、緊急対策に対応してまいりたいというふうなことでございます。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。3番森口議員。

3番（森口久士君） 委託料の1番の分ですが、これいろいろ過去不法投棄ということで問題になっておるんですけども、この調査回収ということで計画をされておるんですけども、細かい調査をする予定にしとんでしょうか。というのが、かなりいまだに埋もれておるといふんか、十分回収されてないというふうな分があるので、そのあたりはどうい

う計画をされていますか。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） 不法投棄の件につきましては、通常の予算でもわずかですけれども予算措置をして年度末に対応しておりました。最近、特に家電4品目はリサイクルとしてリサイクル料金がかかってまいりますので、その不法投棄が相当目立つようになってきております。ことしの3月にも回収をいたしましたけれども、テレビだけで八十数台回収をいたしており、リサイクル料金が払えませんでしたのでストップしておるといような状況でございますけれども、今回のこの事業につきましては2カ月をかけて、まず最初に町内を歩いてごみマップを作成をするという作業が一つでございます。そのごみの不法投棄を確認した分については、順次これにつきましても2カ月をかけて回収をしていくということで、予算的にも500万円弱予算措置をされておりますので、今回は相当量の不法投棄の回収ができるものというふうに見込んでおります。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は承認することに決定されました。

税務課長から発言の申し出がありましたので、許可します。税務課長。

税務課長（森下安博君） 先ほど14番村上議員のご質問のありました長期優良住宅のことについて訂正をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど、長期優良住宅とは100年住宅ということで申し上げましたけれども、100年が200年住宅ということでございまして、200年住宅と言われるもので長期の使用に耐え得るもので耐震化にすぐれたもので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する住宅ということに訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~

日程第9 議案第47号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第47号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第47号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

現下の厳しい経済情勢とそれに伴う民間給与の減少傾向にかんがみ、本年5月1日に人事院、5月18日に香川県人事委員会が勧告を行ったことを受けまして、国家公務員並びに県職員の6月支給分の期末勤勉手当が減額されることとなりました。

本町におきましても、これらの勧告の趣旨を踏まえ、小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正し、本町職員の6月支給分の期末勤勉手当を減額しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第47号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

ご承知のとおり、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けず国家公務員の期末勤勉手当につきましては、人事院が例年5月から行います職種別民間給与実態調査におきまして、前年の8月からその年の7月までの1年間に民間事業所で支払われました特別給の実績を正確に把握いたしまして、支給割合に換算した上でこれを職員の期末勤勉手当の年間月数とあわせてきたところでございます。

本年においても同様でありまして、実態調査の結果、改定の必要があれば夏に人事院勧告が出されることとなっております。ただ、本年の民間企業の春季賃金改定期におけます夏季一時金の決定状況が、昨年来の社会的な金融危機を発端といたしました景気の急速な悪化に伴いまして、業種による相違が大きいものの、全体として見て過去20年以上にわたって見られないほどの大幅な前年比マイナスとなることがうかがわれたところでございます。このような極めて異例の事態を受け、例年の実態調査とは別に緊急に特別調査が行われました結果、決定済み企業の従業員数は全体の19.7%にとどまるものの、昨年の夏季一時金に比べ14.9%減というものであったようでございます。

そこで、5月1日に民間の夏季一時金と大きな乖離があることは適当ではなく、可能な

限り民間の状況を公務に反映することが望ましいこと、また12月期に1年分を精算しようとする大きな減額になる可能性があることを考えて、6月期に調整的な措置を講ずるよう勧告がなされたところであります。

今回の特別調査につきましては、短期間のうちに通常の職種別民間企業実態調査と異なる抽出方法で、支給実績ではなく支給額の伸び率の把握を実地調査ではなく通信調査で行ったものでありまして、正確性等の不確定要素があること、また決定済み企業の従業員数は約2割で、かつ製造業のウエートが高く、直ちに全体を代表するものとは言いにくいこと、従業員割合で約8割の企業で未定であることから減少率は予測値にとどまることから、民間の状況を反映させる暫定的な措置として6月期の支給月数の一部を凍結することが適当であるというのが勧告の内容でございます。

凍結分につきましては0.20月でございます、内訳は期末手当0.15月、勤勉手当0.05月となっております。町長から申しましたように、香川県人事委員会も5月18日に同様の勧告をいたしております。

改正条例につきましては、そこにありますように附則において読みかえ規定を設けるものでございます。

これによります影響でございますが、本町の場合期末勤勉手当で2,400万円強の減額、一般会計の職員で1人平均6万8千円の減額となります。なお、一般職の例によることとなっております議会議員、特別職につきましても期末手当の0.15月が凍結されるということになります。以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番森議員。

4番（森 崇君） 少し多く質問すると思います。

この件で労働組合の意見を聞いたと思うんですが、組合はどういう意見を持たれたのか。大変歴史的なことを提案されたと思いますが、何回交渉されたのか。

2つ目に、公務員の賃金を全国で一斉に0.2カ月下げるとのことですが、全国では一体幾らになるのか。

3つ目に、人事院勧告制度をとっている国は世界でどの国とどの国なのか。また、この制度ができたのはいつのことで、この制度の目的は何だったのか。

4つ目に、このような提案を強いる町はどう思っておられるのか。このようなことをして日本がよくなると思っておられるのか。今回の提案は、制度が始まって初めてではないのか。これは私の理解が不足しとるかもわかりません。



5番目に、臨時の立場の労働者、今随分賃金が低いと思いますが、この人たちは対象に入るのか。

6番目に、前回の説明で高松はどんな結論になったのか。なぜ遅くなったのか。

7番目に、地方分権という言葉が随分聞かれますが、この言葉と今回のことをどう理解すればいいのか。すべて仕方がないからこのような提案をしているのではないのか。

随分多いんですけど、ご答弁をお願いします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） いろいろご質問をいただきましたが、順次答弁させていただきたいと思います。

労働組合の意見を聞いたか、何回交渉したかということでございますが、組合につきましては県本部の委員長と連名で一時金勧告に関する要求書ということで書面での提出がございました。中身につきましては、今回の異例の特別調査と一部凍結勧告が、政治からの引き下げ圧力に屈したのものとして極めて遺憾と言わざるを得ないと。また、中小地場企業の一時的交渉に悪影響を与え、かつてない不況の中で冷え込んだ地域経済に打撃を与え、政府が進める景気対策の考え方と矛盾するものであることといったような意見を述べた上で、一部凍結や削減を行わないこと、誠意ある労使交渉をとった内容の要求書でございました。

しかしながら、組合側からも人事院勧告や県人事委員会の職員の給与に関する報告と勧告が出てから、6月1日が基準日でございますので、5月中にこの条例改正をしておかないと6月に間に合わないということ、非常に短期間であったことでありますとか、ご承知のように国、県も昨日、それから他市町、ご質問の高松もあしたの臨時会で提案するようでございますが、他市町の動向あるいは民間企業の情勢を考慮した上での、先ほど言いました一部凍結でありまして、これを8月の人事院勧告が出るまでの暫定的な措置と、いわば保留しておこうといったような措置でありますことから、今回については特例でいたし方ないといったような理解をいただいております。先ほど言いました、例年8月の人事院勧告、このあたりが正式な勧告になってこようかと思っております。その段階では、従来どおり十分協議をしようというようなことで確認をいたしております。

それから、全国一斉に引き下げたらどのくらいということでございますが、これは171回国会の総務委員会におきまして答弁を財務省主計局が答弁しておりますが、それによりますと臨時勧告どおりに減額をされた場合、国家公務員におきましては740億円程度、地方公務員におきましては1,940億円程度、合計で2,680億円程度の減額がされるとい

ったようなことを5月11日に答弁をしております。

それから、難しいご質問の、人事院制度をとっておる国はどの国かということですが、全く同じ制度を今使っておる国はあるかも知れませんが、ないだろうと思います。この人事院勧告制度そのものはGHQとの調整、指導のもとに1948年、昭和23年7月、政令によりまして公務員の団体交渉権や争議権などの労働基本権が制限されまして、国家公務員法及び地方公務員法に同様の規定が盛り込まれたことによりまして、労使交渉で給与を決定できないようになった代償措置として、公務員の利益を守る役割を担うために始まったものであります。ご承知のとおりでございます。

GHQが持ち込んだものですから、アメリカのその当時の制度であったものかと思いますが、人事院がアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの国家公務員制度の概要ということで日本との比較をしておるものがございましたが、それによりまして人事院制度、アメリカの給与改定方式に勧告制度ということでは似ておるようでございますが、あとのイギリス、ドイツ、フランスにつきましては交渉によって給与改定が行われておるということですので全く違うということと、ほかの国のことにつきましてはわかりません。

それから、町がどう思っておるのかということでございます。ご指摘のとおり、今回の条例改正は、先ほど申し上げました人事院勧告制度始まって以来の臨時勧告という極めて異例な勧告のものと改正ではございますが、小豆島町では従来から人事院勧告及び県人事委員会の勧告を尊重し、準拠をしております。また、高松市を初め県下すべての市町が条例改正を行うということから、均衡等を考慮して改正を行うものでございます。さらに、8月の本勧告では、この状況ですとかつてない大幅な減額の可能性があることを考えますと、12月分ですべて対応して吸収するということが難しいと。そうなると、大きな影響があることも考えまして、この6月での条例改正を提案させていただいたところでございます。

ご質問の臨時職員でございますが、合併時の町の内規によりまして、嘱託職員につきましては正規職員の期末手当の支給月数、臨時職員につきましては正規職員の期末手当支給月数に5分の4を乗じた月数を期末賃金として支給するという定めをしておりますことから、今回の改正の影響を受けるものでございます。影響額につきましては、予算ベースで290万円程度になろうかと思っております。147名、1人平均2万円程度の減額になろうかと思っております。

それから、地方分権と今回の件というご質問でございます。地方分権については言いたいこともございますが、人事院勧告につきましては、人事院が民間企業に勤める労働者と

一般職の国家公務員の給与水準を比較検討して、双方の給与水準の格差をなくすことを目的に行っておるものですから、その結果と大きな乖離があることは適当ではないと考えております。人事院勧告に基づく国家公務員の給与に準拠することは、県下8市9町が同様に条例改正をすることから見ましても、当然のことと各団体受けとめておるのではないかと考えておるところでございます。

多岐にわたるご質問に的確な答弁ができなかったことをおわび申し上げますとともに、ご理解を……。

議長（中村勝利君） 高松市に。

総務課長（竹内章介君） 高松市につきましては、一部組合情報として高松はひょっとして条例改正せんのちゃうかというような情報が入っていましたが、先ほど申しましたようにあす臨時会で提案の予定でございます。県下17市町すべて提案する予定でございます。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。6番新名議員。

6番（新名教男君） 今の分で大体話はわかったんですけども、人事院勧告の勧告自体が民間の企業から選出して、これは通信でやったというかね。だけど、その選び方、そこがこれ問題があったら、うちの職員とか地方の議員とかというのについての引き下げというのはかなり問題が出てくると私自身は思うんですけども、総務課長が言われたように勧告に従っていくと、これはもう国の方向ですからいいと思うんです。県の方向に従うというのも、小豆島町としてはそれはしょうがないと思う。しかし、この勧告を報道なんかで聞いておると、どうも民間のかなりな事業所の平均の分でいくから、下々のところへくるとこれは当てはまるんかどうかというのは、僕はクエスチョンマークがつくと思うんです。そこのところは、これは変えることはちょっとここで難しいですよ、そんなこと言えません。そのあたりのことは町としてどう考えておるか、それだけです。変わるんのはわかっとります。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 先ほども森議員の答弁で申し上げましたとおり、今新名議員ご指摘のとおりでございます。今回は通常の今現在行われております例年の50人以上の規模の、昔は100人以上の規模でありましたが、これは今50人以上の規模の小さな企業を対象にしております。満遍にということございまして、今回は緊急でありましたのでその対象が全くその対象にいったかということそうでもなかったということがありますのと、この結果でございますが、先ほど申しました国会での総務委員会のやりとりの中で、既に

妥結をしておる民間の一時金を見ますと、その結果は非常に偏っており、製造業、特に輸出関連企業においては大幅な減になっておりますが、内需関連の企業ではそれほどでもない。特に、建設、通信、電力等々、公共性の強い産業での回答状況は前年比プラスで動いておるといったような状況もあったようでございます。そういうことで、今回は保留と。一時0.2月分保留しておこうと。夏の8月の人事院勧告で、昨年1年間の民間の状況を正確に把握した上で今年度の勧告を出そうというのが人事院の考えのようでございます。今、新名議員が言われた、そうしたら民間準拠と言うのならそれぞれということでございますが、ただ小豆島町、大手のマルキンさん、佃煮屋さん、いろいろございます。職種の関係で現業職と事務職と、こういったことで比較が難しいということで、独自に人事委員会持っておりませんので、国、あるいは香川県の人事委員会、香川県のほうが国よりはまだ近いかなという考えでございますが、これらを見てそれに準拠してきておるといのが実態でございます、今回6月分で0.2カ月分凍結をさせていただきますが、これは8月の人事院勧告で正式な勧告が出ますと、これを含めて改めての勧告があらうかと思えます。そのときに、また12月にでも条例改正をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。4番森議員。

4番（森 崇君） 町長からも企画課長からも言われました。100年に一度という大変な不況で、逆に一番してはならないことが今回の賃金引き下げだと私は思います。それこそ、アメリカでルーズベルト大統領が96年前、大方100年です、ニューディール政策、それに学ぶときなのに、まさに反対のことを提案していると思います。1929年は大恐慌で、フーバー大統領だったらしいですけど、1,500万人の失業者が出たと言われております。1933年にルーズベルトが出てきました。18の法案を基礎に、民間購買力の回復を目指したと。消費財生産の刺激、民間投資の増大、こういうことをやったという、資本主義ですからそんなうまくはいきませんが、そういうことが過去あります。

現在、銀行や世界的大企業を守るということで何兆円もの税金をそこへつぎ込む一方で、日本じゅうの人の賃下げをして、特に公務員、購買力を下げてしまう。これで景気が上がるはずはないと私は思います。特に、地方ではやるべきでないと思います。地方賃金

とかいって、人事院制度の中身は大きく変わっているはずですが。先ほども答弁がありましたけど、民間の対象企業100人から50人に下げたのはつい最近のことと私は思います。

私は、自分の家を建てました。それは、賃金が上がり労金で借金できたからです。当時、貧乏な私たちが随分家を建てて、地方では元気が出たと私は思っています。一般的に、賃金とは何かが理解されていないからこういうことに手をつけていると私は思います。賃金は、単なる数字ではなく、人間が生活を営むための費用なのです。買い物をして、家を建てて、たまには旅行して、年金生活になると孫に小遣いを渡す。それが労働者の賃金だと私は思います。この賃金をめぐって労働者と企業が、地方では対立しているように思いますけど、地方では本来共通課題だと思います。なぜなら、地方では購買力を上げることが第一だと私は思っています。地産地消問題など、地方は地方の課題がたくさんあります。公務員から始まって、これ以上賃金を引き下げて、若者に小豆島に残ってくれと言うほうが無理だと思います。

香川県で少子・高齢化率が一番高い小豆島ですが、83%の若者が賃金さえ上がればもっと子供をつくりたいとテレビで見ました。今回、労働組合の意見は余り出なかったらしいですが、こんな状態の中で何も言えないと私は思います。私は小豆島町の元気が公務員から思っていますので、このことで元気が出るようにすべきだと思います。

5月22日の四国新聞には、この19年間で所得が一番落ち込んで57%もの人が生活が苦しいとアンケートに答えています。同じく、個人納税額が11.6%下がっていることが記載されました。地方分権と言われる時代に、今回は踏ん張ってこれの提案はすべきでないと考えます。

NHKテレビも先日、このことを取り上げていました。これがそのときの写真です。以上の理由で、人勤制が始まって以来、全国で行っている賃金引き下げの暴挙に反対して賛同者を求めるものです。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 小豆島町職員給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

提案理由の説明がありましたように、今年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、過去20年以上にわたって見られないほどの大幅な前年比マイナスとなるとうかがわれております。極めて異例の事態を受け、緊急に特別調査が行われましたが、結果、決定済み企業で昨年夏季一時金に比べ14.9%減というものであったようです。

日本経団連が20日に発表した大手企業の今夏のボーナス妥協状況によりますと、組合員

平均の妥協額は前年夏に比べ19.39%減でありました。減少幅はITバブル崩壊の影響を受けた1999年の6.8%を大きく上回り、調査開始以来過去最大という状況でございます。

民間準拠を基本としてきたことから見ても、民間と大きな乖離があることは適当でなく、6月期に調整的な措置を講ずるとの人事院勧告は妥当なものだと思います。また、あくまでも民間の状況を反映させる暫定的な措置として、6月期の月数の一部凍結ということでございます。率にして約1割カットというのは暫定的なものとして適当であり、提案に賛成をいたします。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第47号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成21年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員